

## 固定資産税の課税の特例について

〔半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税について〕

### 1 概要

半島振興法に伴う課税の特例により、取得された固定資産で、一定の要件に該当する場合は、それらに対する固定資産税(都市計画税は除く)の課税の特例(不均一課税)が受けられます。

### 2 対象となる事業

- ・製造業
- ・情報サービス業等
- ・農林水産物等販売業
- ・旅館業(下宿業を除く)

### 3 要件

・青色申告書を提出する個人又は法人で半島振興を促進するための「産業振興促進計画」に適合する者。

・取得価格が次の金額以上である事業用資産(家屋・償却資産)を取得した者。

○個人及び資本金1,000万円以下の法人 500万円  
(情報サービス業等及び農林水産物等販売業は資本金にかかわらず500万円)

○資本金1,000万円超5,000万円以下の法人 1,000万円

○資本金5,000万円超の法人 2,000万円

・特別償却の適用を受けることのできる資産であること。

\*土地取得費は要件に含まれません。

### 4 不均一課税の対象となる固定資産

- ・家屋 「建物及びその附属設備」のうち、直接事業の用に供する部分。
- ・償却資産 「機械及び装置等」のうち、直接事業の用に供するもの
- ・土地 対象となる家屋の水平投影部分。

\*取得日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設に着手した場合に限ります。

### 5 不均一課税が適用される期間

新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年間。

### 6 不均一課税の税率(通常1.4%)

初年度 0.14% (10分の1)

第2年度 0.35% (4分の1)

第3年度 0.70% (2分の1)

上記制度の申請期限はいずれも資産を取得した翌年の1月31日(休日等の場合はその翌開庁日)までです。詳細は税務課課税グループへお問い合わせください。Tel0135-21-2115(直通)